3　副子（１装置につき）　40点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M００３－２　テンポラリークラウン（１歯につき）　30点
注１　テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M００１に掲げる歯冠形成のうち、前装鋳造冠若しくはジャケット冠に係る費用を算定した歯又は前装鋳造冠若しくはジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、前装鋳造冠又はジャケット冠の歯冠形成を算定した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、１歯につき１回に限り算定する。
2　テンポラリークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は、所定点数に含まれるものとする。
M００４　リテイナー
1　支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が５歯以下の場合　100点
2　支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が６歯以上の場合　300点
M００５　装着
1　歯冠修復（１個につき）
イ　鋳造歯冠修復又は硬質レジンジャケット冠　45点
ロ　その他　30点
2　欠損補綴（１装置につき）
イ　ブリッジ
⑴　ワンピースキャストブリッジ
㈠　支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が５歯以下の場合　150点
㈡　支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が６歯以上の場合　300点
⑵　その他のブリッジ　70点
ロ　有床義歯
⑴　少数歯欠損　60点
⑵　多数歯欠損　120点
⑶　総義歯　230点
ハ　有床義歯修理
⑴　少数歯欠損　30点
⑵　多数歯欠損　60点
⑶　総義歯　115点
ニ　口蓋補綴、顎補綴
⑴　印象採得が困難なもの　150点
⑵　印象採得が著しく困難なもの　300点
3　副子の装着の場合（１装置につき）　30点
注１　２のイの⑴の㈠については、仮着を行った場合は、40点を加算する。
2　２のイの⑴の㈡については、仮着を行った場合は、80点を加算する。
3　２のイについては、支台装置ごとの装着に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
M００６　咬合採得
1　歯冠修復（１個につき）　14点
2　欠損補綴（１装置につき）
イ　ブリッジ
⑴　ワンピースキャストブリッジ
㈠　支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が５歯以下の場合　70点
㈡　支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が６歯以上の場合　140点
⑵　その他のブリッジ　70点
ロ　有床義歯
⑴　少数歯欠損　55点
⑵　多数歯欠損　185点
⑶　総義歯　280点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M００７　仮床試適（１床につき）
1　少数歯欠損　40点
2　多数歯欠損　100点
3　総義歯　190点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M００８　ワンピースキャストブリッジの試適
1　支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が５歯以下の場合　40点
2　支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が６歯以上の場合　80点
（歯冠修復）
M００９　充填（１歯につき）
1　単純なもの　100点
2　複雑なもの　148点
注　エナメルエッチング法及びエナメルボンディング法に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
M０１０　鋳造歯冠修復（１個につき）
1　インレー
イ　単純なもの　181点
ロ　複雑なもの　275点
2　４分の３冠（前歯）　370点
3　５分の４冠（小臼歯）　310点
4　全部鋳造冠（小臼歯及び大臼歯）　445点
注１　２については、前歯部の接着ブリッジのための鋳造歯冠修復の費用は、所定点数に含まれるものとする。
2　３については、大臼歯の生活歯をブリッジの支台に用いる場合であっても算定できる。
M０１１　前装鋳造冠（１歯につき）　1,174点
M０１２及びM０１３　削除
M０１４　ジャケット冠（１歯につき）　390点
M０１５　硬質レジンジャケット冠（１歯につき）　750点
M０１６　乳歯金属冠（１歯につき）　200点
（欠損補綴）
M０１７　ポンティック（ダミー）（１歯につき）　428点
注１　前装鋳造ポンティック（ダミー）については、所定点数に746点を加算する。
2　金属裏装ポンティック（ダミー）については、所定点数に320点を加算する。